

個人事業主・中小事業主の方へ

2005年4月1日、いよいよ 個人情報保護法が施行されます。 対策、始めていますか？

個人情報保護法施行で何がどう変わるのですか？



「個人情報」つまり、「個人を特定することのできる情報」を使っている事業者は、その「個人情報」の取り扱いの方針を定め、提示し、本人の承認を得て使用しなくてはならなくなります。

アンケートの葉書。通販サイトでの登録。会員証やポイントカード発行の際に書いてもらった情報。学生・生徒の名簿。働いているスタッフの情報。こんな情報の取り扱いについて、取り扱い方針（ポリシー）の決定と漏洩防止対策が必要になります。

個人情報保護法に違反するとどうなるのですか？

- ・違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金
- ・報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金が課せられます。

また、個人情報が漏洩し、賠償責任が問われた場合、裁判費用と賠償金額がかかります。当然のように、漏れた件数が数万、数十万と膨大な数になれば、金額もそれに応じて大きくなります。結果として、一回の漏洩で会社そのものの存続も危うくなる可能性もあります。ご注意ください。誰かが勝手にやった。知らなかった。では済まされないのです。

対策はどこから始めれば良いですか？

まずはお金のかからないところから始めるのが良いでしょう。

まずは社内で扱っている「個人情報」がどのくらいあるのか、調査を始めてください。その後、取り扱いについてのルールを定め、文書化するという順番になります。



文書化したものをきちんと掲示・表示し、そのルールを守ること。これで一応の対策は完了です。

もう少し詳しく知りたいのですが...

書店に行けば、分かりやすく書かれた本も出ています。何冊か購入して、ご自身で勉強されるのが最もコストの安い方法です。



また、もう少し詳しい説明につきましては、法律の専門家による下記のサイトをご覧ください。きっとお役に立ちます。

個人事業主・中小事業主が知っておきたい知識と対策

個人情報保護法対策ポータル

<http://www.kojinryouhou.jp/>

代表：行政書士 相馬浩平

(閲覧・情報の利用はもちろん無料です。)

このサイトを見て、不明な点があればいつでもご相談ください。
3月中であれば、メール相談も無料で承っております。